

## 簡易無線免許局免許更新業務委託 仕様書

### 1 目的

本仕様書は、既設の簡易無線免許局の免許更新等の業務要領を定めるものである。

### 2 業務内容

各事業所のパッカー車等に設置されている簡易無線免許局の免許有効期限が令和8年9月3日であるため、無線局免許手続規則に定める期間内に再免許申請手続きを行うこと。

再免許申請手続きを行う無線は以下の通りとする。

無線局種別		局数
1W超5W以下	簡易無線免許局	97

### 3 業務履行場所

環境局 環境部 環境事業課（岡山市役所 分庁舎6階）

### 4 検査

免許状交付をもって検査し、業務完了とする。

### 5 提出書類

- (1) 無線局免許状
- (2) その他当局が指定するもの

### 6 疑義

本仕様書に記載のない細部事項又は疑義等が契約締結後に生じた場合は、担当者と協議の上その指示に従うものとする。

### 7 その他

- (1) 電波法及び関係法令に基づき申請手続きを行うこと。なお、申請手続きに必要な資料（対象となる無線局の無線免許状、事項書等）は、落札業者へ提示する。
- (2) 当該業務に係る契約額には、電波法に定められた無線局の再免許申請手数料等、免許更新に係る費用一切を含む。
- (3) 契約締結時には、請書を提出すること。

### 8 担当者

環境事業課 管理係 角田 TEL 086-803-1297